

# 入札説明書

桜ヶ丘浄水場等整備事業

令和8年3月

奈良県広域水道企業団  
大淀事務所

## 入札説明書

桜ヶ丘浄水場等整備事業に係る入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記の7に従い、説明を求めることができます。

- 1 公告日 令和8年3月23日(月)
- 2 契約者 奈良県広域水道企業団企業長 山下 真
- 3 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 桜ヶ丘浄水場等整備事業
- (2) 事業場所 吉野郡大淀町大字下淵 961 他
- (3) 事業概要 **【設計業務】**

取水場詳細設計 一式

受配電設備

非常用発電設備

建屋

浄水場詳細設計 一式

粉末活性炭接触槽・注入設備

新2系凝集沈澱池・急速ろ過池

浄水池

薬品注入設備

送水ポンプ

受配電設備

非常用発電設備

監視制御設備

濃縮槽・排泥池(増設)・排水処理設備

建屋(管理棟、粉末活性炭溶解棟、ろ過池設備棟、排水処理棟)

場内配管

場内整備

構造物撤去

測量調査 一式

地質調査・解析 一式

試掘調査 一式

アスベスト調査 一式

工事予定価格積算 一式

**【工事業務】**

取水場整備(詳細設計成果) 一式

浄水場更新整備（濃縮槽・排泥池（増設）・排水処理設備を除く詳細設計成果） 一式

家屋調査（事前・事後） 一式

出来高精算業務 一式

【工事監理業務】

工事監理 一式

出来形確認 一式

(4) 事業期間 基本契約締結の日から令和 17 年 3 月 25 日（予定）までとします。

ただし、設計業務等委託契約については、令和 13 年 3 月 25 日（予定）までとします。

4 予定価格の額及び調査基準価格の額

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税を含みます。以下同じ。）は、

ア 設計業務

金 298,881,000 円です。

イ 工事業務

金 5,451,633,000 円です。

※工事業務に係る予定価格は、設計業務完了後、設計業務等委託契約に基づき受注者から引き渡しを受けた成果物に基づき、積算した工事費を工事業務に係る予定価格として再度設けます。

ウ 工事監理業務

金 133,815,000 円です。

※工事監理業務に係る予定価格は、設計業務完了後、設計業務等委託契約に基づき受注者から引き渡しを受けた成果物に基づき、工事内容に沿って発注者が積算した費用を工事監理業務に係る予定価格として再度設けます。

(2) 調査基準価格（消費税及び地方消費税を含みます。以下同じ。）は、

ア 設計業務

金 242,392,700 円です。

イ 工事業務

金 4,906,469,700 円です。

※工事業務に係る調査基準価格は、設計業務完了後、工事業務の予定価格を算出に併せて、再度、調査基準価格を設けます。

ウ 工事監理業務

金 107,430,400 円です。

※工事監理業務に係る調査基準価格は、設計業務完了後、工事監理業務の予定価格の算出に併せて、再度、調査基準価格を設けます。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

大淀町競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 28 年 2 月 1 日施行）による競争入札参加資格（以下「大淀町競争入札の参加資格」といいます。）のうち水道施設工事の資格を有する

建設業者（以下「水道施設工事業者」といいます。）、土木一式工事及び建築一式工事の資格を有する建設業者（以下「土木・建築工事業者」といいます。）を各1者並びに建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」部門の資格を有する設計業者（以下「設計・工事監理業者」といいます。）を1者の合計3者で構成される乙型による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であって、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、8に定める競争入札参加資格の確認を受け、11に定める技術提案書等の提出をし、内容が適正であることの確認を受けた者が、この事業の入札に参加することができます。ただし、共同企業体を構成する水道施設工事業者、土木・建築工事業者及び設計・工事監理業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）は、複数の共同企業体構成員として、この事業の入札に参加することはできません。

(1) 共同企業体の代表者は、水道施設工事業者とします。

(2) 共同企業体構成員が、次の条件を全て満たしている必要があります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこととします。

イ 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）の提出の日から開札の日までの期間に、大淀町建設工事等に係る入札参加資格停止措置要領、奈良県広域水道企業団建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領の規定による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこととします。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号です。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者または申立てをなされていない者であることとします。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなします。

エ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であることとします。

オ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であることとします。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなします。

カ 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
水道施設 工事業	<p>(ア)～(オ)のいずれかに該当すること</p> <p>(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>(イ) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」または「廃棄物管理」とするものに限ります。）または総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」または「廃棄物管理」とするものに限ります。）とするものに合格した者</p> <p>(ウ) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」といいます。）による「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第37号）による改正前の技術士法施行規則（昭和32年総理府令第85号）による「汚物処理」とするものを含みます。））」とするものに限ります。）または総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限ります。）とするものに合格した者</p> <p>(エ) 次の①～⑧までのいずれかに該当する者のうち、水道施設工事に關し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者</p> <p>① 水道施設工事に關し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上または同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学または衛生工学に関する学科を修めた者</p> <p>② 水道施設工事に關し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学または衛生工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成66文部省告示第84号）第2条に規定する専門士または同規定第3条に規定する高度専門士を称する者</p> <p>③ 水道施設工事に關し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工</p>

	<p>学、都市工学または衛生工学に関する学科を修めた者</p> <p>④ 水道施設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正 14 年文部省令第 30 号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学または衛生工学に関する学科に合格した後 5 年以上または旧専門学校卒業程度検定規程（昭和 18 年文部省令第 46 号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学または衛生工学に関する学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤ 水道施設工事に關し 10 年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥ 建設業法による技術検定のうち検定種目を 2 級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限ります。）とするものに合格した者</p> <p>⑦ 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し 8 年を超える実務の経験を有する者</p> <p>⑧ 国土交通大臣が①～⑦までに掲げる者と同等以上の知識及び技術または技能を有すると認定した者</p> <p>(オ) 国土交通大臣が（ア）～（エ）までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者</p>
土木工事業	<p>① 一級土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>② 一級建設機械施工技士の資格を有する者</p> <p>③ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者</p> <p>④ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p>
建築工事業	<p>① 一級建築施工管理技士の資格を有する者</p> <p>② 一級建築士の資格を有する者</p> <p>③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p>

キ 共同企業体構成員の全てが、それぞれの立場に応じて要求される全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 代表者（水道施設工事業者）

① 次の要件を満たしてください。

a 建設業法第 15 条の規定による水道施設工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

b 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近

のもの。以下「経営事項審査」といいます。)の結果における水道施設工事の総合  
評定値が1,200点以上であること。

- c 大淀町競争入札の参加資格のうち、水道施設工事の資格を有する者であること。
- d 平成17年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出日までに完成し、引渡し完了した「水道法に基づく水道施設に係る処理能力6,600 m<sup>3</sup>/日以上の凝集沈澱急速濾過方式の浄水場」の施工実績(元請負としてのものに限る。)を有すること。ただし、甲型共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限る。

② 次の条件を全て満たす主任技術者または監理技術者をこの工事を行う期間中、工事の現地に専任で1名配置してください。ただし、自らが担当する現場施工に着手するまでの期間、外的要因により工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間は除きます。いずれの期間も、発注者と水道施設工事業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。また、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置してください。

- a 5の(2)の力の水道施設工事業に関する資格要件を満たす者であること。
- b 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- c 監理技術者を置くことが必要な工事における配置技術者にあっては、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内の水道施設工事の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者であること。

(イ) (ア) 以外の共同企業体構成員(土木・建築工事業者)

① 次の要件を満たしてください。

- a 建設業法第15条の規定による土木工事業及び建築工事業の特定建設業の許可を受けている本店が奈良県内にあること。
- b 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が1,000点以上及び建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- c 大淀町競争入札の参加資格のうち、土木一式工事及び建築一式工事の資格を有する者であること。
- d 平成17年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出日までに完成し、引渡し完了した「延べ面積750 m<sup>2</sup>超のRC造建築物の解体」の施工実績(元請負としてのものに限る。)を有すること。ただし、甲型共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限ります。

② 次の条件を全て満たす主任技術者または監理技術者をこの工事を行う期間中、工事の現地に専任で1名配置してください。ただし、現場施工に着手するまでの期間、外

的要因により工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間は除きます。いずれの期間も、発注者と土木・建築工事業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。また、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置してください。

- a 5の(2)の力の土木工事業または建築工事業に関する資格要件を満たす者であること。
- b 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。
- c 監理技術者を置くことが必要な工事における配置技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内の土木一式工事または建築一式工事の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者であること。

(ウ) (ア) 以外の共同企業体構成員（設計・工事監理業者）

① 次の要件を満たしてください。

- a 大淀町競争入札の参加資格のうち、建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」部門の資格を有する者であること。
- b 平成27年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出日までに完了した「水道法に基づく水道施設に係る凝集沈澱急速濾過方式の浄水場の基本または詳細設計」の実績を有すること。

② 設計業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（3名まで）及び照査技術者（1名）を配置（各技術者の兼任は不可）してください。

管理技術者及び照査技術者は、次に掲げるa～cまでのいずれかの資格を有する者とし、尚、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門は「上水道及び工業用水道」とします。

- a 技術士（総合技術監理部門（上下水道））
- b 技術士（上下水道部門）
- c 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第3条第1号ロに該当する者

設計業務に係る管理技術者、担当技術者及び照査技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者とし、ただし、照査技術者については、再委託できます。

③ 工事監理業務を行う期間中、管理技術者（1名）及び担当技術者（1名）を配置してください。

管理技術者は、次に掲げるaからeまでのいずれかの資格を有する者とし、なお、aからdの資格は、選択科目もしくは技術部門が「上水道及び工業用水道」とし

ます。

- a 技術士（総合技術監理部門（上下水道））
- b 技術士（上下水道部門）
- c 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）第 3 条第 1 号ロに該当する者
- d シビルコンサルテイングマネージャ（R C C M）
- e 一級土木施工管理技士

工事監理業務に係る管理技術者及び担当技術者は、直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、浄水場の運転に影響を及ぼさないよう設計図書どおりに工事が実施されているか随時確認する必要があるため、連絡が取れる体制を整えること。

- (3) 建設工事請負契約期間中においては、共同企業体構成員のいずれかにおいて、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として 1 名配置してください。

なお、現場代理人及び配置技術者（監理技術者または主任技術者）は、これらを兼ねることができません。

- (4) 3 の (4) に定める事業期間中においては、共同企業体構成員の代表者において、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者を要求水準書に示す統括責任者として 1 名配置してください。

なお、統括責任者、現場代理人及び配置技術者（監理技術者または主任技術者）は、これらを兼ねることができません。

## 6 入札説明書、設計図書等の交付期間及び交付方法

設計図書等の交付は下記により受けてください。次の日時及び場所において、設計図書等閲覧申請書（様式 A）を提出のうえ、CD-R を購入（500 円）することができます。

ア 日時 令和 8 年 3 月 23 日（月）から令和 8 年 5 月 1 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後 1 時までを除きます）。

イ 場所 〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地

大淀町役場 総務部総務課入札契約係

電話 0747-52-5501

## 7 設計図書等に関する質疑回答

質疑の受付については、質疑の有無に関わらず質疑書（様式 B）を下記の通り、FAX にて送付すること。なお、電話により必ず到着したか確認すること。持参によるものは受け付けません。

ア 期間 令和 8 年 3 月 23 日（月）から令和 8 年 5 月 1 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後 1 時までを除く）

イ 送信先 大淀町役場 総務部総務課入札契約係 宛

FAX 0747-52-4310

なお、期日までに提出のない場合は質疑のないものとみなします。

ウ 回答 質疑書に対する回答については、令和8年5月8日（金）午後5時までに入札契約係より各者（共同企業体代表者宛て）に FAX にて送付します。

## 8 競争入札参加資格の確認

この事業の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者、並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、この事業の入札に参加することができません。

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

競争入札参加資格確認申請書等については、共同企業体の代表者が提出してください。

	競争入札参加資格確認申請書等
対象書類	・ 様式 1（押印したもの）、様式 2（押印したもの）、様式 3、様式 4-1（必要に応じて 4-2）、様式 4-3（必要に応じて 4-4）、様式 5-1（必要に応じて 5-1-2）、様式 5-2、様式 5-3、様式 6、様式 7 及びその添付すべき書類 ・ 委任状
提出方法	書留郵便又は簡易書留郵便
提出期限	<u>令和 8 年 3 月 23 日（月）～令和 8 年 5 月 1 日（金）</u> （期限までに到着したもののみ有効）
提出先	6 のイに定める宛先
封筒の表書き	共同企業体の名称及び「令和 8 年 7 月 1 日開札 桜ヶ丘浄水場等整備事業 競争入札参加資格確認申請書等在中」と朱書で記載。

### (2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 競争入札参加資格確認申請書は様式 1 により作成してください。

また、設計・工事監理業者にあつては、5 の(2)のキの（ウ）に掲げる資格について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日号外建設省告示第 717 号。以下同じ。）

第 2 条に基づく登録年月日及び登録番号、大淀町競争入札の参加資格の登録部門を様式 1 に記載し、同規程第 7 条の規定による現況報告書（直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの）の表紙の写しを添付してください。

ウ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（オ）のとおりとし、次に従い作成してください。

なお、（ア）については、共同企業体構成員のうち、水道施設工事業者及び土木・建築工事業者ごとに作成してください。（イ）及び（ウ）については、共同企業体構成員ごとに作成してください。また、（エ）については、共同企業体構成員のいずれかにおいて作成してください。

（ア） 経営事項審査結果等を示す書面

5 の(2)のキに定める経営事項審査の総合評定値等を様式 3 に記載し、総合評定値

通知書の写しを添付してください。

(イ) 工事实績報告書・業務実績報告書

5の(2)のキに掲げる資格があることが判断できる施工実績・業務実績を1件以上、様式4-1(必要に応じ様式4-2)、様式4-3(必要に応じ様式4-4)に記載してください。

様式4-1の施工実績を確認する資料として、当該工事がコリンズに登録されている場合は、「コリンズ竣工登録(登録内容確認書(工事实績))」の写し等を添付してください。工事内容によっては「工事カルテ」の提出を求める場合があります。登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書(受注形態が共同企業体の場合はその構成に関する協定書)、設計書または仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」(様式4-2)を提出してください。民間発注工事の場合は、開発行為許可通知書等工事の実施を証明することのできる書類を添付してください(当該様式の1～5の事項について確認できるものであれば必ずしも当該様式でなくてもかまいません。)

様式4-3の業務実績を確認する資料として、当該業務がテクリスに登録されている場合は、「テクリス完了登録(登録内容確認書(業務実績))」の写し等を添付してください。登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、設計書または仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書(様式4-4)を添付してください。なお、当該様式の1～5の事項について確認できるものであれば、必ずしも当該様式でなくてもかまいません。

(ウ) 配置予定技術者の資格・工事・業務経歴報告書

5の(2)のキに掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式5-1(必要に応じて5-1-2)、様式5-2、様式5-3に記載してください。これらの様式は、複数名分提出することができます。ただし、この様式は11の(1)に定める技術提案書の添付書類としても扱うものとし、技術提案の審査項目における「配置予定技術者の経験及び能力」については、提出された配置予定技術者のうち、最も低い評価となる者の評価点を採用します。(担当技術者については、低い方から3名までの平均点を採用します。)

様式5-1にあっては、5の(2)のキの配置予定技術者の資格等を証する書面の写し、従事経験が証明できる書類(「コリンズ竣工登録(登録内容確認書(工事实績))」の写し等及び3か月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し(表面及び監理技術者講習修了履歴の記載がある裏面)を添付してください。ただし、この工事の現場に配置する技術者は、様式5-1で提出した配置予定技術者かつ12のヒアリングに出席した者から選任しなければ

なりません。

様式5-2にあつては、5の(2)のキの配置予定技術者の資格等を証する書面の写し、従事経験が証明できる書類（「テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績）」）の写し等及び直接的な雇用関係を証明する書類）を添付してください。ただし、照査技術者について再委託する場合は、再委託先との雇用関係にあることを証明する書面を添付してください。なお、設計業務の管理技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者でなければなりません。また、様式5-2に記載した配置予定技術者が5の(2)のキの(ウ)の②に掲げる人数を超過している場合においては、記載した配置予定技術者のうち、5の(2)のキの(ウ)の②に掲げる人数のみしか認めません。様式5-2に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。受託業者となった際も、これ以外の者をテクリス登録することはできません。また、様式5-2に記載した配置予定技術者が5の(2)のキの(ウ)の②に掲げる人数を超過している場合においては、記載した配置予定技術者のうち、5の(2)のキの(ウ)の②に掲げる人数を超えてテクリス登録することはできません。設計業務に配置する管理技術者は、様式5-2で提出した配置予定技術者かつ12のヒアリングに出席した者でなければなりません。

様式5-3にあつては、5の(2)のキの配置予定技術者の資格等を証する書面の写し、直接的な雇用関係を証明する書類を添付してください。様式5-3に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。受託業者となった際も、これ以外の者をテクリス登録することはできません。工事監理業務に配置する管理技術者は、様式5-3で提出した配置予定技術者かつ12のヒアリングに出席した者でなければなりません。

(エ) 現場代理人報告書

5の(3)に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式6に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

(オ) 統括責任者報告書

5の(4)に掲げる条件を満たす配置予定の統括責任者を様式7に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書等の受付期間の最終日をもって行うものとし、その結果は令和8年5月11日(月)までに郵便により通知します。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出

期限を定めた場合は、その期限)後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

エ 競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先

6のイに同じ。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面により説明を求められます。

ア 提出期限 令和8年5月15日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)

イ 提出場所 6のイに同じ。

ウ 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。郵送等、その他の提出方法によるものは受け付けません。

(2) 説明を求められたときは、令和8年5月20日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答します。

10 総合評価に関する事項

(1) 技術提案に係る事項

技術提案に係る事項は、具体的には別紙審査項目及び配点によります。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び(1)の技術提案をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、(3)の総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」といいます。)の最も高い者を落札者とします。

ただし、落札者となるべき者の入札金額の内訳(設計業務の入札金額、工事業務の入札金額(概算)及び工事監理業務の入札金額(概算)をいいます。)が、調査基準価格(設計業務においては4の(2)のアに示す金額、工事業務においては4の(2)のイに示す金額、工事監理業務においては4の(2)のウに示す金額をいいます。)の110分の100に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格(設計業務においては4の(1)のアに示す金額、工事業務においては4の(1)のイに示す金額、工事監理業務においては4の(1)のウに示す金額をいいます。)の110分の100に相当する金額(以下「入札書比較価格」といいます。)の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがあります。

ア 入札金額の内訳(設計業務の入札金額、工事業務の入札金額(概算)及び工事監理業務の入札金額(概算)をいいます。)が入札書比較価格の制限の範囲内であること。

イ (1)の技術提案の内容が適正であること。

(3) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を38点とします。

- イ 「加算点」は、技術提案についての評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。
- ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札金額の合計（設計業務の入札金額、工事業務の入札金額（概算）及び工事監理業務の入札金額（概算）の合計の金額をいいます。）で除して得た評価値をもって行います。ただし、「加算点の合計が減点により0点を下回る場合は、この事業の入札に参加することができません。
- エ 受注者の責により入札時に評価された技術提案の内容が履行されない場合は、完了時の委託業務成績評定及び竣工時の工事成績評定における評価点計を各10点減点します。
- (4) 評価テーマに係る提案については、各項目につき2提案までとし、3提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とします。加算点は、各項目の配点を上限とします。
- (5) 評価の基準
- 評価基準及び配点は、「別紙 審査項目及び配点」のとおりとします。

審査項目	審査の着眼点		判断基準	管理技術者 (※15)	担当技術者 (※14)	監理技術者 (※15)	小計		合計	
配置予定技術者の 経験及び能力	配置予定技術者の 資格	設計企業	技術者資格を次のとおり評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門（上下水道）「上下水道及び工業用水道」）又は 技術士（上下水道部門「上下水道及び工業用水道」） ② RCCM「上下水道及び工業用水道」 ③ 上記①②以外		① 1 ② 0.5 ③ 0	-	1	7		
		設計企業 (※5)	平成27年4月1日以降、本事業における募集要項等の公表日までに完了した同種業務または類似業務の実績を次のとおり評価する。(※1)(※2) 同種業務：「凝集沈殿・急速ろ過方式浄水場」の基本または詳細設計業務(※3)(※4)(※5) 類似業務：「浄水場」の基本または詳細設計業務(※3)(※4)(※5) ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある ③ 上記①②以外	① 2 ② 1 ③ 0	① 1 ② 0.5 ③ 0	-	3			
	配置予定技術者の 実績	水道施設 工事企業 (※5)	平成17年4月1日以降、本事業における募集要項等の公表日までに元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した最終請負金額（税込み）が3千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験を次のとおり評価する。(※6)(※7) 同種工事：「処理能力6,600 m <sup>3</sup> /日以上の凝集沈殿・急速ろ過方式浄水場」の施工(※3)(※5) ① 主任技術者・監理技術者として特殊法人等、公共法人、または地方公共団体が発注した同種工事の完成・引渡が完了した ② 現場代理人（現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る）として特殊法人等、公共法人、または地方公共団体が発注した同種工事の完成・引渡が完了した ※ただし、配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする ③ 上記①②以外	-	-		① 1.5 ② 1 ③ 0			1.5
		建築・土木 工事企業 (※5)	平成17年4月1日以降、本事業における募集要項等の公表日までに元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した最終請負金額（税込み）が3千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験を次のとおり評価する。(※6)(※7) 同種工事：「延べ面積750 m <sup>2</sup> 超のRC造建築物の解体」の施工(※3)(※5) ① 主任技術者・監理技術者として特殊法人等、公共法人、または地方公共団体が発注した同種工事の完成・引渡が完了した ② 現場代理人（現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る）として特殊法人等、公共法人、または地方公共団体が発注した同種工事の完成・引渡が完了した ※ただし、配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする ③ 上記①②以外	-	-		① 1.5 ② 1 ③ 0			1.5
加算点 (※8)	企業の 地域精進度	本店または 営業所の 所在地	本事業の公告日時点における本店または営業所の所在地を次のとおり評価する。 ① 本店が奈良県内にある ② 営業所が奈良県内にある ③ 上記①、②に該当しない		① 1 ② 0.5 ③ 0		1	4	38	
		本店の所在地	水道施設 工事企業 (※5)	本事業の公告日時点における水道施設工事の建設業許可を受けている本店の所在地を次のとおり評価する。 ① 本店が大淀町内にある ② 本店が奈良県内にある ③ 上記①、②に該当しない		① 1.5 ② 0.5 ③ 0				1.5
			建築・土木 工事企業 (※5)	本事業の公告日時点における土木一式工事または建築一式工事の建設業許可を受けている本店の所在地を次のとおり評価する。 ① 本店が大淀町内にある ② 本店が奈良県吉野土木事務所管内にある ③ 上記①、②に該当しない		① 1.5 ② 1 ③ 0				1.5
事業の実施方針	目的・条件・内容		本事業がデザインビルド方式で調査・設計・工事を一括して発注する事業であることや、事業の特性に対して、目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。				3	12		
	実施手順		本事業がデザインビルド方式で調査・設計・工事を一括して発注する事業であることなどを踏まえ、確実に事業を完了させるための業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。				3			
	工程計画		設計業務及び工事業務ごとに、それぞれの工程に大きな影響を与える主要な項目（関係機関協議も含む）やその規模、期間、クリティカルパス等が適切に記載されている工程計画となっており、具体性・妥当性が高い場合に優位に評価する。				3			
	実施体制		設計業務及び工事業務ごとに、本事業（設計業務（地質調査、埋設物調査、試掘調査、詳細設計業務、設計に伴う各種申請等の業務）、工事業務（工事施工、工事に伴う各種申請等の業務、地元への工事説明・承諾等、家屋調査業務、出来形確認）、工事監理業務（施工監理、工物品質監理、工程管理、出来高精算業務）を進めるにあたっての体制や、事業者間や奈良県広域水道企業団との報告、連絡、相談の体制、役割分担（予期せぬ事態も含む）等の体制が事業内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。				3			
評価テーマ (※9)	カビ臭等を考慮した設備計画		水源である吉野川では、恒常的にカビ臭が発生している。このような水質問題に対し、処理フロー全体で、安全・清廉な水道水を安定して作るための設備計画の着眼点について具体的かつ的確に示されている場合に評価する。	4段階評価により採点する。(※10)			3	15		
	試運転・通水計画		工事では、新施設の試運転・通水及び新旧施設の切替が発生し、浄水場の運転にも影響を及ぼすが、住民等への給水には支障が出ないよう、事前に十分な検討が求められる。そこで、浄水場運転への影響の抑制、給水の安定確保に対する試運転・通水計画の着眼点について具体的かつ的確に示されている場合に評価する。				3			
	維持管理を考慮した施設計画		既設の新1系施設と今回新設する新2系施設を一体で運転・維持管理を行う予定である。そこで、効率的な運転・維持管理を目的とした新2系施設計画の着眼点について具体的かつ的確に示されている場合に評価する。				3			
	品質向上を考慮した施工計画		沈殿池、ろ過池は、複雑な形状となるため、コンクリートにクラックが発生しやすい状況にある。特に貫通クラックが発生した場合、構造的に大きな欠陥となり、耐久性、耐震性等に悪影響を及ぼす。そこで、クラック発生を抑制する施工方法に対する着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に評価する。				3			
	工事における施工計画等		工事においては周辺に家屋が立ち並び付近にも小学校、中学校、高校があるため、騒音・振動・粉塵対策が必須であるとともに工事車両の通行にも配慮が必要である。また、長期的な工事期間であることから、地元協力が必須な事業であることから、「周辺環境及び安全計画、地元との関係協力」について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。				3			
その他	配置予定技術者の 技術提案に対する理解度		構成企業の配置予定技術者全員の、技術提案の記載内容に対する理解度をプレゼンテーション実施時ヒアリングで聞き取り判断する(※11) ① 内容を理解している ② 一部でも理解していない技術者がいる(※12) ③ 全く理解していない技術者がいる(※13)		① 0 ② Max -10 ③ 欠格		0	0		
評価値	<p>評価値 = (基礎点(標準点) + 加算点) / 入札金額</p> <p>標準点：100点</p> <p>加算点：38点(技術提案書を審査・評価し算出した点)</p> <p>入札金額：入札書に記載される設計業務費、工事業務費及び工事監理業務費の合計</p> <p>このとき、評価値は整数部2桁、小数点以下第3位まで算出(第4位以下切捨)とする。ただし、最も評価値の高い者の評価値は整数部2桁とするため、その他の入札参加者が整数部1桁となった場合の評価値は、整数部1桁、小数点以下第3位まで算出(第4位以下切捨)とする。</p>									

- ※1 地方公共団体または企業団が発注した業務に限る。なお「企業団」とは、地方公営企業法第39条の2第1項の規定による企業団とする。
- ※2 契約の異なる複数の業務での実績も対象とする。
- ※3 水道法に基づく水道施設に関する業務または工事に限る。
- ※4 本設計を対象とし、修正設計は対象としない。
- ※5 構成会社別に採点する。
- ※6 主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。
- ※7 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、または前身の組織及び団体を含む（当該事実が奈良県で確認できるものに限る）。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- ※8 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- ※9 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない（未記載を含む）場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合は無効とする。
- ※10 4段階の内訳として下記のとおり評価する。
  - a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる。
  - b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
  - c. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
  - d. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a, b, cに該当しない。
- ※11 ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。
- ※12 減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者（統括責任者及び代表企業の監理技術者）の場合は－3点、従になる配置予定技術者（統括責任者及び代表企業の監理技術者以外の者）の場合は－1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。
- ※13 「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。
- ※14 担当技術者を複数もうける場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。なお、平均値は小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。  
(4名以上の担当技術者を記載した場合は、低い方から3名の平均値により算出する。)
- ※15 複数人の技術者を記載した場合は、最も評価の低い技術者の点数を採用する。

## 1 1 技術提案書等の内容確認

この事業の入札に参加しようとする者は、奈良県広域水道企業団が定める様式により記入した技術提案書及びその添付書類(以下「技術提案書等」といいます。)を次のとおり提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者及び技術提案書等が適正でない者(未記載及び技術提案内容が入札参加者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。)若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この事業の入札に参加することができません。

### (1) 技術提案書等の提出

ア 技術提案等については、共同企業体の代表者が提出してください。

	技術提案書等
対象書類	様式8(押印したもの)、様式9-1、様式9-2、様式9-3、様式9-4、様式10-1、様式10-2、様式10-3、様式10-4、様式10-5
提出方法	書留郵便又は簡易書留郵便
提出期限	<u>令和8年5月13日(水)～令和8年6月3日(水)</u> (期限までに到着したもののみ有効)
提出先	6のイに定める宛先
封筒の表書き	共同企業体の名称及び「令和8年7月1日開札 桜ヶ丘浄水場等整備事業 技術提案書等在中」と朱書で記載。

### (2) 技術提案書等の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 技術提案書等提出書は様式8により作成してください。

ウ 技術提案を様式9-1、様式9-2、様式9-3、様式9-4、様式10-1、様式10-2、様式10-3、様式10-4、様式10-5に記載してください。

エ その他

(ア) 提出された技術提案書等は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

(イ) 提出された技術提案書等は、返却しません。

(ウ) 提出された技術提案書等の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

(エ) 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって、この事業の入札を棄権したものとみなします。

## 1 2 技術提案に関するヒアリング

1 1による技術提案書等の提出のあった入札参加者に対して、ヒアリングを行います。

(1) 日時 入札参加者ごとに別途通知（郵送）します。

なお、令和8年6月15日（月）を予定していますが、予定日が前後する可能性があります。

(2) 出席者 共同企業体構成員全ての配置予定の主任（監理）技術者及び管理技術者  
ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になりません。

(3) 出席者に係る費用 提出者の負担とします。

(4) 技術提案書等の提出者に対する適否の通知

技術提案の適否の審査結果については、令和8年6月22日（月）までに郵便により通知します。

### 1 3 技術提案の適否に対する理由の説明

(1) 技術提案が適正でない旨の通知を受けた者は、その理由について、次に従い、書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和8年6月26日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

イ 提出場所 6のイに同じ。

ウ 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。郵送等、その他の提出方法によるものは受け付けません。

(2) 説明を求められたときは、令和8年6月29日（月）までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

### 1 4 入札の手続

(1) 紙入札による入札書等の提出

書留郵便又は簡易書留郵便に限ります。封筒に必要事項（記載例参照）を記載のうえ、入札書（様式C）及び事業費内訳書（様式D）を入れ、封印等の処理をし、大淀町役場総務部総務課入札契約係宛ての親展として令和8年6月25日（木）から令和8年6月30日（火）まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）に6のイに定める場所へ到着するようにしてください。（持参によるものは受け付けません。）

(2) 留意点

ア 一度提出された入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

イ 入札執行回数は1回とします。

ウ 入札は、設計業務の入札金額、工事業務の入札金額（概算）及び工事監理業務の入札金額（概算）の合計の金額（以下「入札金額の合計」といいます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書

に記載してください。

なお、入札書には入札金額の合計を記載するとともに、入札金額の内訳（設計業務の入札金額、工事業務の入札金額（概算）及び工事監理業務の入札金額（概算）をいいます。以下同じ。）を記載してください。

エ 入札を希望しない場合には、入札辞退届（様式E）を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、入札辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過したときをもって、この事業の入札を棄権したものとみなします。

オ 入札書に記載する金額は技術提案書等で評価された内容を反映していなければなりません。

カ その他詳細は、郵便入札の概要を参照してください。

## 1 5 事業費内訳書の提出

- (1) 事業費内訳書（様式D）は、設計業務、工事業務及び工事監理業務のレベル1の工事区分、レベル2の種別、レベル3の内訳ごとに金額を明示し、「共同企業体の名称」、「所在地」、「商号または名称」、「事業名」及び「工事場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合等は17「入札の無効」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合も無効となります。
- (2) 事業費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、誤脱・未記入がある場合は無効となりますので、くれぐれも間違いのないように作成してください。
- (3) この事業の入札において使用する「事業費内訳書の様式を作成しています。事業費内訳書は、必ずこの様式を使用の上、(1)及び(2)に留意して作成してください。

## 1 6 開札の日時等

- (1) 開札の日時 令和8年7月1日（水） 午前10時
- (2) 開札の場所 〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地  
大淀町役場 2階 202 会議室
- (3) 入札参加者が開札の立会いを希望する場合には、開札立会申請書（様式F）を開札日前日（開札日前日が閉庁日である場合は、その直前の開庁日とします。）の正午までに大淀町役場総務部総務課入札契約係までにFAXにて送付してください。開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は開札立会申請書の先着順とし、立会いはいただけない場合は開札前日の午後5時までに適宜ご連絡します。なお、開札立会申請書を提出後、開札日までに入札契約係より連絡のない場合は立会いを了承したものとします。立会人には、開札終了後に開札確認書へ署名、押印をお願いしますので開札日に印鑑を持参してください。また、立会いを希望する者がいない又は2名より不足する場合には入札執行事務に関係のない町職員が立会を行います。

## 1 7 入札の無効

(1) 次の各号に該当する入札は、無効とします。

- ア 入札書に記名、押印を欠く入札（不明瞭で確認しがたい場合を含む）
- イ 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札
- ウ 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札
- エ 入札執行者の指定した入札方法によらない入札
- オ 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
- カ 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所を押印（訂正印）のない入札書による入札
- キ 極端に低い価格の入札（建設工事請負に係る入札の場合に限る。）（入札書比較価格の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなします。）
- ク 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札。（入札保証金を免除した場合を除く。）
- ケ 事業費内訳書の提出を求めた場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
  - ・事業費内訳書の提出がない入札
  - ・入札書に記載された入札金額の合計及び入札金額の内訳と事業費内訳書の「業務価格または工事価格（入札書記載金額）」欄に記載された額とが異なっている入札
  - ・事業費内訳書の各計及び合計が正しくない入札
  - ・事業費内訳書において、見積項目ごとの金額、各合計金額及び総合計金額の記載がない場合の入札
  - ・事業費内訳書における「入札書記載金額」欄の千円以下の端数切りを省いて入札書に記載した場合の入札（端数切りを指定していない場合は除く。）
  - ・事業費内訳書における、その他の記載内容に不備がある入札。
- コ 郵便入札の場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
  - ・書留郵便以外の郵送、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等郵便入札の方法によらない入札
  - ・入札書到着期限後に到着した入札
  - ・郵便入札封筒に記載の工事名又は差出人名と、同封された入札書の工事名又は入札者が相違する入札
  - ・郵便入札封筒に工事名又は差出人名等の記載がなされていない入札
  - ・入札用封筒に封かん及び封印のない入札
  - ・その他入札執行者において無効と認められる入札

(2) 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。

- ア 入札に参加資格のない者
- イ 代理人で委任状を提出しない者
- ウ 他人の代理を兼ねた者

- エ 2以上の者の代理をした者
- オ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
- カ 入札に関し談合等の不正行為をした者
- キ 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
- ク 競争入札参加資格申請書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
- ケ 技術提案書等について、提出しない者、適正でない者、又は虚偽の記載をした者
- コ 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者
- サ 入札参加資格確認のための指示に従わない者
- シ その他、大淀町の定める入札条件に違反した者

(3) 落札決定までの間において、上記(3)のいずれかに該当することとなった場合、又は該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。

(4) 無効となった入札書等は返却しません。

#### 1 8 落札者の決定方法等

(1) 入札金額の内訳が入札書比較価格の制限の範囲内であり、かつ、11に定める技術提案書等の内容が適正である者のうち、10の(3)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

(2) 落札者となるべき者の入札金額の内訳が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

(3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、この入札において一部準用する大淀町建設工事低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日の午前8時30分から正午までの間に6のイに定める場所へ提出するとともに、奈良県広域水道企業団請負事業者等選定審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、当該書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、または協力しない場合は、失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

#### 1 9-1 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い（工事業務）

(1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。

(2) 20の(1)にかかわらず、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払わない場合または契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。

(3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。

(4) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、「奈良県県土

マネジメント部土木工事重点監督実施要領」第7条に基づく品質管理を実施することとします。

#### 1 9-2 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い（設計業務、工事監理業務）

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (2) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、各照査段階完了時に受注者の負担により、発注者の承諾を受けた受注者と同程度の企業規模の他の奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者の照査を受けて納入しなければならないものとし、受注者の責めにより実施出来なかった場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。ただし、設計図書により照査の実施を定めていない業務については、対象外とします。
- (3) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務完了後に業務コスト調査を行うものとします。業務コスト調査に係る資料は、業務完了後90日以内に提出するものとします。提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとし、さらに大淀町が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。
- (4) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、虚偽の資料提出または説明を行ったことが明らかになった場合は、入札参加停止措置等をとる場合があります。
- (5) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、本調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書（補償関係コンサルタント業務にあつては、業務工程表。以下同じ）の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととします。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務における委託業務等成績評定点が70点未満の業務においては、委託業務等成績評定通知書が通知された日以降に、大淀町が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。

#### 2 0 契約の手続等

本事業の契約は、基本契約、設計業務等委託契約、工事請負契約及び工事監理業務委託契約により構成される一体不可分のものです。

##### (1) 契約保証金

落札者は、本事業の契約の成立と同時に、請負代金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、国債その他の有価証券等、銀行等の保証または保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者は、契約保証

金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県広域水道企業団契約規程第 17 条第 1 項に基づき契約を締結するものとします。ただし、工事請負契約及び工事監理業務委託契約においては、設計業務等委託契約の部分引渡し後または完了後に契約を締結するものとします。

(3) 契約の手続き方法については、次のとおりとします。

ア 落札者は、落札決定後速やかに基本契約を締結します。なお、基本契約書（案）の内容に定めのあるものについては変更しないものとします。

イ 基本契約の締結後、落札者の入札書に示す設計業務の入札額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により、設計業務等委託契約を締結します。

ウ 設計業務の部分引渡し後または全部完了後、設計業務等委託契約に基づき引き渡しを受けた成果物に基づき、積算した工事費を工事業務に係る予定価格とします。その予定価格（消費税及び地方消費税を除く）に対して、入札書に示す工事業務の入札額（概算）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と 4 の(1)のイに示す工事業務にかかる予定価格（概算）との比率（小数点第 6 位以下を切り捨てた値）を乗じた額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額により、工事請負契約を締結します。

エ 設計業務の部分引渡し後または全部完了後、設計業務等委託契約に基づき引き渡しを受けた成果物に基づき、工事内容に沿って発注者が積算した費用を工事監理業務に係る予定価格とします。その予定価格（消費税及び地方消費税を除く）に対して、入札書に示す工事監理業務の入札額（概算）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）と 4 の(1)のウに示す工事監理業務にかかる予定価格（概算）との比率（小数点第 6 位以下を切り捨てた値）を乗じた額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額により、工事監理業務委託契約を締結します。

2 1 技術者の配置

落札者は 8 の(2)のウの（ウ）に定める資料に記載した配置予定技術者（当該書面を複数名分提出した場合には、そのうち 1 2 に定めるヒアリングに出席した者から各 1 名）をこの事業の業務及び現場に配置するものとします。

事業の実施にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護、異動または退職等の場合に限りです。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

ただし、調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務の履行中に、設計業務に係る配置予定管理技術者が業務の履行を継続するのが不相当と認められる場合には、設計業務に係る配置予定管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者に交代さ

せる等の措置請求を行う場合があります。また調査基準比較価格を下回る入札価格で契約に至った場合、受注者が現地における作業を行っている期間中、設計業務に係る配置予定管理技術者は、現場に常駐しなければなりません。ただし、真にやむを得ない理由により常駐ができない期間が生じる場合については、事前に調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては、監督職員です。以下同じ。）の承諾を得る必要があります。設計業務に係る配置予定管理技術者は、現場常駐の履行が確認できる写真（現地作業を行った日について全て）を成果品とともに提出しなければなりません。なお、受注者の責めにより現場に常駐できなかった場合、または現場常駐の履行を確認できなかった場合は、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。

## 2.2 別に配置を求める技術者

- (1) 調査基準価格（4の(2)のイに定める、設計業務部分引渡し後または全部完了後に工事業務及び工事監理業務の予定価格の算出に合わせて再度設ける調査基準価格をいいます。）を下回る価格をもって共同企業体構成員として工事を契約する場合は、5の(2)のキの(ア)の②に定める技術者（以下「配置を要する技術者」といいます。）と同様の要件を満たす技術者を、共同企業体の代表者において、配置を要する技術者とは別に、専任で1名現場に配置しなければなりません。
- (2) 当該技術者は、施工中は、配置を要する技術者を補助し、配置を要する技術者と同様の職務を行うものとします。
- (3) 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を配置を要する技術者の通知と同様に奈良県広域水道企業団企業長に通知してください。

## 2.3 議会の議決

当該事業の契約については、議会の議決を要しません。

## 2.4 契約の不締結

落札決定後、基本契約、設計業務等委託契約または工事請負契約または工事監理業務委託契約締結までの間に、落札（候補）者（共同企業体構成員のうち1者以上）が次に掲げる(1)から(8)までのいずれかに該当する事由が生じ、または該当する事由があると認められたときは、契約を締結しません。ただし、落札（候補）者が当該構成員を除いて特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書の変更を申し出た場合において、変更後の共同企業体構成員が、5に定める競争入札に参加する者に必要な資格を有するときは、一部を変更して契約を締結することがあります。

- (1) 競争入札参加資格の制限または入札参加停止措置を受けたとき。
- (2) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店または営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店または営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (4) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与しているとき。
- (6) (4)及び(5)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) この契約に係る下請契約または資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (8) この契約に係る下請契約等に当たって、(2)から(6)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(7)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 2 5 契約の解除

基本契約、設計業務等委託契約、建設工事請負契約または工事監理業務委託契約の締結後、契約者について2 4の(2)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるときまたはこの契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、違約金を納付しなければなりません。

## 2 6 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、または契約を解除する場合があります。

## 2 7 手続における交渉の有無

無

## 2 8 関連情報を入手するための照会窓口

〒638-8501 吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地

大淀町総務部総務課

電話 0747-52-5501